

横浜港大さん橋国際客船ターミナル撮影取扱要綱

令和3年7月2日改定

(趣旨)

第1条 横浜港大さん橋国際客船ターミナル（以下「ターミナル」という）における撮影に関わる取り扱い要綱をここに定めます。

(撮影に関する手続き)

第2条 撮影を行おうとするもの（「撮影利用者」という）は、原則、撮影予定日の10日前までに所定の申請書に必要事項を記入し、ターミナル指定管理者（以下「管理者」という）へFAX送信してください。申請書の受付時間は、平日の午前9時から午後5時半までとします。また、利用手続きの際に身分証明書などを提示していただく場合があります。なお、下記のいずれかに該当する場合は承認を取り消し、1年間申請を認めないこととします。この場合においてこれらの処分によって生じた損害に対しては、その責任を一切負わないこととします。

1. 虚偽の申請を行っていた場合。
2. 情報提供などによって虚偽などの事実が判明した場合。

(有料となる撮影)

第3条 撮影成果物を何らかの収益を得る目的で利用する場合や下記のいずれかに該当する場合は有料となります。撮影をご希望の場合は、撮影申請書のほか撮影内容を記載した企画書などが必要となります。

1. テレビ番組、ドラマ、CM、web番組、ドラマ、CM、映画、雑誌、ポスター、カタログフリーペーパー、動画配信サイト用の撮影。
2. 婚礼、成人式、七五三、入園・入学、卒園・卒業、お祝い、家族写真など各種記念撮影。
3. コスプレイヤーの撮影。
4. カメラマン、モデル、講師などを利用する撮影。
5. 撮影会。
6. 上記の対象以外でも撮影された写真や動画を商業目的でSNS (Social Networking Service) などで使用する場合。
7. 過去に撮影した成果物を撮影者の宣伝・広告などに二次利用する場合。
8. その他、管理者が有料撮影と判断した場合。

【ご注意】

- ・ロケハンを行う場合は事前に希望日時、人数を連絡してください。
- ・撮影風景を大さん橋の公式SNSに掲載する場合がございます。

(無料となる撮影)

第4条 コンパクトカメラやスマートフォンなどによる少人数のスナップ写真で、成果物を撮影者

の宣伝・広告などに二次利用しないものに限りです。

(撮影場所)

第5条 撮影場所はターミナルの屋上広場・出入国ロビー内とします。館内全てのスロープ・クルーズデッキ・交通広場・駐車場での撮影については管理者へご確認ください。なお、利用手続き後に撮影場所の変更はできません。

(撮影料金)

第6条 撮影料金については別表1のとおりとします。撮影料金は、原則、事前お支払いとさせていただきます。なお、お支払い後に撮影料金は、原則、返還できません。

(撮影料の減免)

第7条 下記のいずれかに該当する場合は撮影料を減免します。

1. 横浜市港湾局が主体となって実施するもの。
2. 新聞、テレビなどの報道機関によるニュース報道を目的としたもの。
3. ターミナルの見学を伴う学校団体が撮影する記念写真。
4. 横浜市港湾局客船事業推進課の副申書を有するもの。
5. 大さん橋 JV 管理事務所が認めたもの。

(利用できない日)

第8条 花火鑑賞などの大型イベントが開催される日や、管理者において施設管理上支障があると判断する場合は利用できません。

(撮影現場の占有)

第9条 撮影利用者は撮影内容によって撮影場所を占有しなくてはなりません。占有場所については事前に管理者と協議してください。占有料金については別表2のとおりとします。

(警備員の配置)

第10条 撮影利用者は、一般来館者の安全を確保するため、撮影場所の占有を伴う撮影やその規模や内容によっては警備員を配置しなくてはなりません。警備員の配置については事前に管理者と協議してください。警備料については別表3のとおりとします。

(キャンセル料)

第11条 撮影利用者都合によりキャンセルする場合は必ずご連絡ください。撮影料・占有料・その他施設利用料についてキャンセル料は発生しません。ただし、警備の伴う撮影については撮影日前日から数えて5日前以降は警備料のみ全額お支払いいただきます。

(電源の利用)

第12条 当施設の既設電源は原則として利用できませんので、携帯用バッテリー機材などをご用意ください。なお、発電機などを持ち込まれる場合は事前に管理者と協議してください。

(ドローンの利用)

第13条 飛行区域は大さん橋国際客船ターミナル屋上デッキ部の上空のみ可能です(岸壁上空や海上の飛行は不可)。客船等停泊中は、原則、飛行できません。撮影に際しては発着所を含めた全飛行範囲の占有と警備員の配置が必要となります。申請に際し、下記所管の承諾を得たのち撮影希望日の7日前までに飛行計画書の提出とロケハンを必ず行ってください。

なお、撮影当日の風速が5 m以上の場合は承認を得ていても飛行できません。この場合、警備費用のみ全額ご負担いただきますのでご注意ください。

- ・ 関東地方整備局
- ・ 横浜市港湾局(客船事業推進課、管財2課)
- ・ 第三管区海上保安部
- ・ 神奈川県警横浜水上署

(撮影の不承認と承認の取り消し)

第14条 下記のいずれか1つでも該当する場合は、撮影の承認をいたしかねます。また、承認後であっても、下記に該当すると認められる場合は、即時にその承認を取り消します。次の事項に該当する場合は撮影承認を行いません。

1. 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
2. 密輸や麻薬取引等、横浜港のイメージを損なうとき。
3. 海に飛び込むシーン、爆破シーン、暴力シーンなど、危険な行為を伴うとき。
4. 火気を伴う機器やガソリン等の危険物を使用するとき。
5. 撮影利用者又はその代理者が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、社会運動標ぼうゴロその他これらに準ずる者)であることが認められるとき。
6. 施設の他の利用者に不都合が生じるおそれがあると認められるとき。
7. 施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
8. 施設の管理運営上支障があると認められるとき。
9. 撮影利用者が、利用の権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は転貸したとき。
10. 利用申込書等に虚偽の記載があったとき又は承諾した利用の目的及び内容と異なる利用をするとき。
11. 利用条件に反し、又は指定管理者が定める施設利用の規則等を遵守しなかったとき。
12. 指定管理者の指定した期日までに利用料金を支払わないとき。
13. 撮影利用者が銀行取引の停止、差押え、仮差押え、仮処分その他強制執行等を受けたとき。
14. 撮影利用者に対する私的整理、破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てがあったとき。
15. 災害その他不可抗力により、利用ができなくなったとき。
16. 感染症の大規模流行等により横浜市から指定管理者に営業の自粛要請があったとき。
17. 管理の都合上やむを得ない事由が発生したとき。
18. 前各項目に掲げるもののほか、指定管理者が利用を不適切と認めるとき。

(撮影利用者の守るべき事項)

第15条 撮影利用者は、次の事項を守らなければなりません。

1. 撮影時により生じたゴミ等は、必ずお持ち帰りください。
2. トイレやロビーでの着替えや化粧は禁止しています。会議室（有料）をご利用ください。
3. 撮影に当たっては、一般来館者の通行並び利用の妨げにならないよう撮影に関わる人員や機材を必要最小限にしてください。
4. 撮影時は、一般来館者の安全を確保する要員を配置してください。
5. 撮影中は、公共施設管理のため、管理者の指示に従ってください。
6. 撮影開始にあたり、撮影利用者の代表は、事前に管理者から指定腕章の交付を受け、常に携行し、終了時には速やかに返却してください。
7. 撮影中、必ず責任者は現場に常駐し管理してください。事故などのトラブルについての責任は一切負いません。
8. 施設、設備などに損害を与えた場合は、損害額を賠償していただきます。
9. 虚偽の申請により撮影した写真や映像等を使用した場合、これに対応して法的な手続きを取る場合があります。
10. 撮影利用者および関係者等の駐車車両は有料駐車場を利用ください。
11. 火災および災害等の発生時には、施設管理者の指示に従ってください。

(その他)

第16条 この要綱に定めない事項については、必要の都度、管理者と撮影利用者で協議することとします。

【別表 1】

スチール、ムービー撮影料金（税込み）

種 別	単 位	金 額 (円)
スチール撮影	1日（4時間まで）	15,000円
	1日（4時間以上）	30,000円
ムービー撮影	1日（4時間まで）	30,000円
	1日（4時間以上）	60,000円

【別表 2】

占有料金（税込み）

種 別	単 位	金 額 (円)
屋 上	1日 1㎡あたり	60円
ロビー・CIQ	1日 1㎡あたり	250円

【別表 3】

警備料金（税込み）

時 間	4 時間まで	8 時間まで	延長料金
06:00-22:00	16,000 円	28,000 円	3,500 円／1h
22:00-06:00	20,000 円	32,000 円	4,000 円／1h